

大切なお知らせ

申請書に個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります

令和3年5月、デジタル改革関連法によりマイナンバー法が改正され、療育手帳

(愛の手帳)についてもマイナンバー情報連携の対象となりました。

そのため、新しく療育手帳(愛の手帳)の交付を受けるための手続きにあたっては、申請書にお子さんのマイナンバーを記載していただく必要があります。

また、申請にあたっては、従来申請に必要であった対象児童の写真(縦4センチ、横3センチ)をお持ちいただくほか、①対象児童のマイナンバーの確認、②申請者が児童に代わってマイナンバーを提供できることの確認、③申請者の本人確認が必要になります。

①から③を確認するための書類については、別紙チェックシートをご覧ください。

なお、対象児童の年齢や医療を受けている状況等により、母子健康手帳などが必要な場合があります。詳しくは、判定予約の際に、各判定機関の担当者におたずねください。

療育手帳(愛の手帳)がマイナンバーによる情報連携の対象となることで、添付書類として手帳のコピー等の提出が必要だった各種手続きにおいて、提出書類が省略できる場合があります。

また、民間の障害者手帳アプリのサービスで、マイナポータルと連携して障害者手帳の情報を取得することで、手帳の代わりにスマートフォンやタブレット等のアプリの画面を提示するだけで各種割引等のサービスが受けられるものがあります。

(例：鉄道乗車券)

愛の手帳について

愛の手帳とは

愛の手帳（東京都療育手帳）は、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付し、知的障害者（児）の福祉の増進に資することを目的としており、障害の程度によって、1度（最重度）から4度（軽度）に区分されます。

なお、東京都以外の道府県及び政令指定都市にも、厚生労働省の「療育手帳制度要綱」に基づく「療育手帳」の制度がありますが、障害程度区分や判定基準はそれぞれの都道府県等で異なります。

交付の対象となる方

東京都では、発達期（18歳未満）に何らかの原因により知的機能の障害がおこり、そのために日常生活に相当な不自由を生じ、福祉的配慮を必要としていると判定された方に愛の手帳を交付しています。

※ 自閉症スペクトラム障害などの方で、知的障害を伴うと判定された場合には、愛の手帳が交付されます。（知的障害を伴わない場合は、愛の手帳の交付対象とはなりません。）

愛の手帳の交付を受けるためには

● **18歳未満の方**が愛の手帳の交付を受けるためには、お住まいの地域を管轄する児童相談所で、判定を受ける必要があります。お住まいの地域の児童相談所に、直接お電話で予約申込みをお願いいたします。

※ 各児童相談所の連絡先

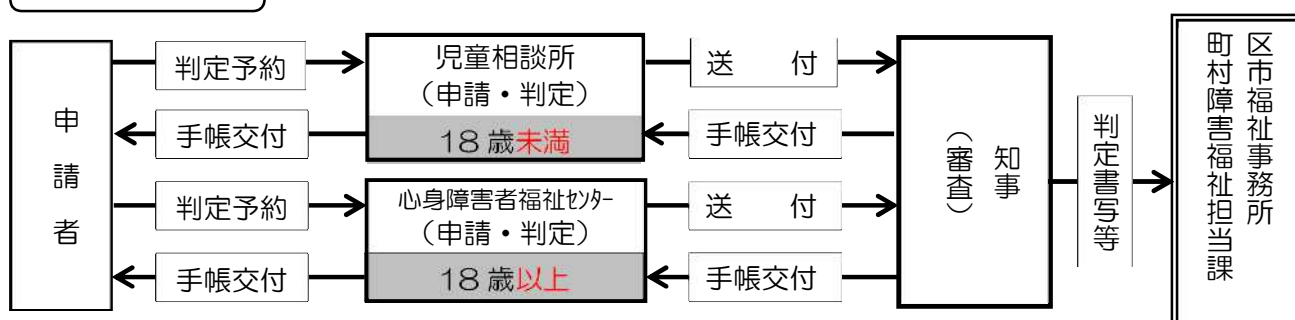
児童相談所名	所在地	電話・FAX	担当地域
児童相談センター	〒169-0074 新宿区北新宿四丁目6番1号 東京都子供家庭総合センター内	電話 03-5937-2314 FAX 共通 03-3366-6036	渋谷区、文京区、千代田区、大島支庁管内
		電話 03-5937-2317	新宿区、中央区、台東区、八丈・三宅・小笠原支庁管内
北児童相談所	〒114-0002 北区王子六丁目1番12号	電話 03-3913-5421 FAX 03-3913-9048	北区
品川児童相談所	〒140-0001 品川区北品川三丁目7番21号	電話 03-3474-5442 FAX 03-3474-5596	品川区、目黒区、大田区
立川児童相談所	〒190-0023 立川市柴崎町二丁目21番19号 （立川福祉保健庁舎3階）	電話 042-523-1321 FAX 042-526-0150	立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、日の出町、檜原村
杉並児童相談所	〒167-0052 杉並区南荻窪四丁目23番6号	電話 03-5370-6001 FAX 03-5370-6005	杉並区、武蔵野市、三鷹市

江東児童相談所	〒135-0051 江東区枝川三丁目6番9号	電話 03-3640-5432 FAX 03-3640-5466	墨田区、江東区
小平児童相談所	〒187-0002 小平市花小金井一丁目31番24号 (多摩小平保健所庁舎3階)	電話 042-467-3711 FAX 042-467-5241	小平市、小金井市、東村山市、 国分寺市、東大和市、清瀬市、 東久留米市、武蔵村山市、 西東京市
八王子児童相談所	〒193-0931 八王子市台町三丁目17番30号	電話 042-624-1141 FAX 042-624-3865	八王子市、町田市、日野市
足立児童相談所	〒123-0845 足立区西新井本町三丁目8番4号	電話 03-3854-1181 FAX 03-3890-3689	足立区
多摩児童相談所	〒206-0024 多摩市諏訪二丁目6番	電話 042-372-5600 FAX 042-373-6200	多摩市、府中市、調布市、稲 城市、狛江市
練馬児童相談所	〒176-0012 練馬区豊玉北五丁目28番3号	電話：03-6915-8253 FAX：03-6915-8254	練馬区
世田谷区児童相談所	〒156-0043 世田谷区松原六丁目41番7号	電話 03-6379-0697	世田谷区
江戸川区児童相談所 (はあとポート)	〒132-0021 江戸川区中央三丁目4番18号	電話 03-5678-1810	江戸川区
荒川区子ども家庭総 合センター	〒116-0002 荒川区荒川一丁目50番17号	電話 03-3802-3765	荒川区
港区児童相談所	〒107-0062 港区南青山五丁目7番11号	電話 03-5962-6500	港区
中野区児童相談所	〒164-0011 中野区中央一丁目41番2号	電話 03-5937-3289	中野区
板橋区子ども家庭総 合支援センター	〒173-0001 板橋区本町24番17号	電話 03-5944-2374	板橋区
豊島区児童相談所	〒171-0051 豊島区長崎三丁目6番24号	電話 03-6758-7910	豊島区
葛飾区児童相談所	〒124-0012 葛飾区立石二丁目30番1号	電話 03-5698-0303	葛飾区

手帳の形式（紙形式・カード形式）について

- 令和2年10月から、愛の手帳交付申請時に、紙形式かカード形式のいずれかを選択できるようになりました。申請書に、ご希望の形式を記入してください。また、既に愛の手帳をお持ちの方も、再交付申請をすることにより、紙形式からカード形式の手帳に切り替えることができます。

交付申請の流れ



愛の手帳の交付を受けた方は、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において、知的障害の程度に著しい変化が生じたときには、更新の申請が必要です。

手帳を紛失又は破損したときの再交付の申請や、住所、氏名等が変更になった時の届出は、判定を実施した児童相談所又はお住まいの地域の福祉事務所・町村役場で受け付けています。

申請の際に必要なもの

愛の手帳を申請する際は、申請書及び手帳の取得を希望するお子さんの写真（縦4センチ、横3センチ）が必要です。判定の際に必ずお持ちください。

そのほか、お子さんの年齢や医療を受けている状況等により、判定の参考にするため、お持ちいただく書類（母子健康手帳など）があります。詳しくは、判定予約の際に、各判定機関の担当者におたずねください。なお、手帳の申請に費用はかかりません。

個人番号（マイナンバー）の記載について

＜愛の手帳もマイナンバーの記載・情報連携の対象になりました。＞

令和5年2月の判定分より、愛の手帳を新規に申請する場合、マイナンバーの記載が必要になります。手帳の取得を希望するお子さんのマイナンバーを確認する書類のほか、申請者（保護者）の方の身分証明書等が必要となります。次頁の表を参考にご準備の上、判定の際にお持ちください。

マイナンバー法の改正により、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳に加え、愛の手帳についてもマイナンバー情報連携の対象となりました。

連携された自己情報については、マイナポータルにより確認できます。（<https://myna.go.jp/>）

愛の手帳で受けられるサービスについて

各区市町村により違いがありますので、愛の手帳の交付については下記東京都心身障害者福祉センターへ、サービスについてはお住まいの区市町村の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

愛の手帳の交付に関すること（問い合わせ先）

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階
東京都心身障害者福祉センター 障害認定課 障害者手帳担当
☎ 03-3235-2963

愛の手帳申請書に係る個人番号（マイナンバー）確認書類について（チェックシート）

令和5年2月から、愛の手帳の申請書に個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。

（新規申請および他道府県からの転入時）

また、申請書提出時には、①番号確認（記入されたマイナンバーが正しいものであるかの確認）と②身元確認（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）のため、以下の書類の提示をお願いいたします。

保護者、代理人が申請する場合

以下3点（A・B・C）確認書類が必要となります。

	チェック欄	確認内容	確認書類
A	<input type="checkbox"/>	お子さんの 番号確認	<p>手帳を取得するお子さんの個人番号が確認できる次の書類のいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーカード（個人番号カード）又はその写し ○個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書又はその写し ○通知カード又はその写し <p>※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票の記載と一致している場合は使用できます。「個人番号通知書」は、確認書類として使用できません。</p>
B	<input type="checkbox"/>	申請者（保護者、代理人）がお子さんに代わってマイナンバーを提供できることの確認	<ul style="list-style-type: none"> ○手帳を取得するお子さんの健康保険証、マイナンバーカード（個人番号カード）、身体障害者手帳等（官公署等からお子さんのみに対して発行・発給された書類等） <p>または、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法定代理人（親権者、未成年後見人）の場合：戸籍謄本その他代理人の資格を証明する書類 ○任意代理人の場合：委任状
C	<input type="checkbox"/>	申請者（保護者、代理人） の身元確認	<p>保護者・代理人の次の書類のいずれか1つ（写真付きのもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーカード（写真付き） ○運転免許証 ○運転経歴証明書 ○旅券（パスポート） ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○愛の手帳（療育手帳） ○在留カード ○特別永住者証明書 <p>その他官公署から発行された写真付きの書類等で①氏名と②生年月日又は住所が記載されているもの</p> <p>上欄の書類がない場合、次のいずれか2つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公的医療保険の被保険者証 ○年金手帳・基礎年金番号通知書 ○児童扶養手当証書 <p>その他官公署等から発行された書類等で①氏名と②生年月日又は住所が記載されているもの（○生活保護受給者証 など）</p>